

第一、本吉郡登米郡等の地方民は非常に歓喜して居る。

地方通信



北陸方面

國道改修費二千一百萬圓

國道新潟、長岡間は幅員十一米突、長岡長野間は幅員六米突に改修する計畫で、新

發田新潟間は工費約二百三十六萬八千圓、

新發田新潟市剛質鋪装五百十五萬圓、新潟都市計畫區域二百二十六萬五千圓、新潟白

根間百萬一千二百圓、白根長岡間七百五十五萬圓、長岡市長野縣界間二百七十五

圓餘であるが、新發田より濁川に至る縣道改修としては六年度以降十一年に至る六ヶ

年繼續事業とし、橋梁は清津橋工事九萬九千圓、魚沼橋一萬五千圓、中津川橋五萬八

千五百圓、宮野原橋五萬三千九百圓、旭橋六萬三千圓等主なるものである。

北海道方面 東北方面

北海道土木主任事務打合會

米谷橋竣工近づく

六月六日午前九時赤十字支部樓上に開催橋本道路課長開會の挨拶を述べ、藤島路道路主事より道廳提案にかかる道路工事執行令適用方の件、工事費の一部を部落全體の勞力又は寄附による場合の件、指名競争入札又は隨意契約に依り施行の場合に於ける取扱方の件外十件其他に付打合せを爲し午後二時散會した。

縣道九路線改修着手

新潟縣管下五年度に於ける縣道の改修は

既に施行中に屬する堀之内竹澤線外左記八

路線を算して居る。上口谷濱線、安塚高田

線、久々野野脇線、大伏長岡線、見附停車

場線、宇都侯安塚線、北荷頃長岡線、葛塚

水原線

本州中部方面

土木事業界の一革新

不正取締の英斷

土木事業にはいづれの縣に於ても多額の
縣費を投じてゐるにも拘はらず、その割合
に經濟上の效果を擧げ得ざる場合あるのみ
ならず、時としては全く無益に終ることも
あるので、從來識者の批難を耳にするところ
であるが、山梨縣土木當局は之等の點に
に努力し、其の一端として土木事業監督の

係員を新設して土木吏員の目付役たらしめ
ると同時に事務の刷新を圖り、又河川愛護

の施設を勵奨して洪水防止の一助たらしめ

更に警察當局と諸つて土木工事請負に伴ふ

不正を摘發して所謂請負業者間の談合なる

ものを許さず、土木工事請負に伴ふ慣例的
不正契約の取締を嚴にしたる結果、現在で

は從來の縣の請負豫定價格よりも約三分の
二以下の請負入札をさへ爲す者があり、自

然其の請負金額に於て從來に比し、格段の

相違を來たし、土木費に非常の節減を見る
に至つたと言はれる。

即ち物價低落に伴ひ設計費に於て從來よ

りも二割五分前後の工費低減が行はれるの
みでなく、所謂請負者間の談合の爲に無意
味に飛散した金が浮ぶ結果、請負金額に於
ても二割乃至三割は低減されるので、從來
百萬圓の土木工事は其の半額に近い六十萬
圓程度で遂行し得ることである。

彦根、長濱間の ドライヴ道路計畫

琵琶湖畔景勝の地を縫うて

滋賀縣彦根松原より長濱町豊公園への湖

畔一帯は幾多景勝の地に富むも、交通極め
て不便なるを遺憾とし、今回松原村、磯、法

性寺、六莊、長濱間約三里の間に近代的道
路建設の計畫熟し、地方民は私有地の無償

提供と労力の奉仕を申合せ其の實現を望ん

で居る。

木曾川架橋起工式

國道一號線は帝都と大廟とを連絡する重

要なる幹線で、漸次改良せられて來たが木

曾、揖斐、長良の三大川は纏に渡船を以て

連絡するに過ぎず、一度出水に遇へば忽ち

交通杜絶する爲め不便甚からず、之が架橋

は多年の懸案であつたが、愈々今回國庫の

補助を受け木曾川は愛知縣にて、揖斐長良
兩川は三重縣にて施行する事となり、木曾

川橋梁は昭和五年五月二十四日の吉辰をト

し多數關係有志等參集して盛大なる起工式を行した。

中國方面

國道改良の敷地買収

徳山の國道改良第二期事業に屬する用地買収は遠石野村より横濱國道分岐點間は既に之を了り二番丁より櫻の馬場を經て、代々小路に至る用地の買収につき折衝中であるが、一萬五千圓餘は既に纏まりたるものと後多少行惱みの點あり當局は銳意奔走中である。

山口縣道路公債の條件

山口縣昭和四年度道路改良費三十七萬圓國道二號線改修費十萬圓、合計四十七萬圓は縣會の決議に基き起債する事に決定し、其内十九萬六千圓は低利資金借入済みに付殘高二十七萬一千圓を公募すべく、豫て三

井信託會社と交渉中の處、年利六分額面百

圓對六十錢にて道路公債を發行するに決し、甲號二十一萬六千圓、乙號五萬八千圓に

分ち、昭和九年三月三十一日迄据置き以後鐵を以て定額償還の條件であるが、縣に於

て都合により償還年限の短縮又は償還額を増加する事を得るものとし、利拂期は三月三十一日及び九月三十日の二回である。

九州方面

交通網の決定と地價の昂騰

交通網整備は當地方一帶の熱望久しき所であるが、戸畠市に於ては千防町より天籟寺を經て八幡市に達する十一間幅の幹線道路及び淺生町より中原を經て小倉市金田に至る線、東本町より小倉市大門に至る線等は縣會の決議に基き起債する事に決定したので、區劃整理完成の曉此の地方一帶は九

九州沖繩各縣連合土木課長會議は嘗て其の第一回を大分縣別府に於て開催し、大正十三年其の第二回を長崎で開催して第一回同様隣接縣との連絡其他便宜を得ること渺々ながらざりしも、爾後數年を経て當局者も交迭したもの多く、又計畫等の如きも種々更正變異して連絡を缺くもの漸やく加はり、不便を感じて來たので其の第三回を今回鹿兒島縣主催で開會左記の諸氏會合協議を凝らした。

九州各縣連合土木課長會議

福岡縣土木課長 坂本一平
熊本縣土木課長 後藤季總
長崎縣土木課長 中川幸太郎
佐賀縣土木課長 楠宗道
宮崎縣土木課長 山田一
大分縣土木課長 土肥憲二郎
鹿兒島縣土木課長 新井九郎
福岡縣道路主事 森山健治郎

如き坪二十圓内外を呼ぶに至つた。

鹿兒島縣道路主事 吉村 梶造

佐賀縣道路主事 鶴林 太郎

福岡縣技師 豊田 哲夫

鹿兒島縣技師 天草 盛長

以上で、植木鹿兒島縣内務部長開會を宣し

續いて多數の出席を得たことを光榮に考へる本日は知事が不在であるが『各位に宜敷との事である』と挨拶があり、其れより各縣提出の問題に移り、議題は古賀屬之を朗讀し、提案者が其の理由を説明して討議に入り、議長之を採決すると言ふ順序で先づ宮崎縣提出の

一 道路敷に建設の遞信省、電信、電話柱無償移轉に關する件に始まり提案の理由

は山田宮崎縣土木課長より道路敷に建設

せる電柱で道路工事施行上移轉の必要あるときは當該官廳と協議することに定め

ありて其の費用は工事執行者負擔しつゝあるも、交通上支障ありて之が移轉を必要とする場合は占用者の費用を以て施行

するが妥當と認むるを以て本會の意見として上申したしとの説明であつた。之は各縣とも異論はないのであるが福岡の意見としては電柱と共に地下埋設物移轉の

場合も同様遞信省の費用を以て執行せらるゝ様修正したしとの動議を提出した處

が、滿場賛成と云ふ譯で結局遞信省の電柱並地下埋設物にして交通上支障ありて移轉の必要を生じたる場合は凡て占用者の費用を以て施行することを本會の意見として上申する事に修正可決した。次で

二 宮崎縣提出、參謀本部陸地測量部水準標無償移轉に關する件。

三 宮崎縣提出、港灣法の制定促進に關し其筋へ陳情方の件。

四 熊本縣提出、國有財產整理に關する件

五 福岡縣提出、指定港灣修築費に國庫補助交附方に關する件。

六 福岡縣提出、道路と鐵道軌道との交叉角度及立體交叉區域に關する件。

イ 鐵道又は專用軌道が路面を横断して踏切を設くるとき平面交叉の角度は廿度を限度とすること。

ロ 立體交叉區域を都市計畫區域等と明確なる標準を定められた旨上申すること。

七 道路損傷負擔金徵收に關する件は提出者山田宮崎より説明し、隣縣にありて徵收額の高低甚だしきは徵收の成績を良好ならしむる所以でないで、出來得る限り統一的の規程を設けたしとのことであつたが、福岡縣は此問題は單に九州各縣のみ統一しても未だ完全でないで寧ろ内務省で全國統一的の規程制定方を本會の意見とし上申したしとの修正動議を出して各縣之に賛成。

尙本省に於て右制定せらるゝ迄の間は各縣從來の方針に依ること、又本件に關する規程發布の場合は其規程を各縣に通報することの希望附にて修正可決。

八 鹿兒島縣提出、國有鐵道敷設工事の爲

観察及官幣大社霧島神宮に參拜し、次回は

縣費支辨河川區域内に於て砂利、砂等

生産物を採取する場合生産物代金の取

扱如何に就ては佐賀縣獨り無料にして

他は凡て有價を以て採取せしめつゝあ

リ。

九 大分縣提出、縣界に在る橋梁の維持

管理に關する件は全然管理者を特定せ

むより寧ろ五ヶ年交替位にて各縣交互

に管理する方適當ならむとのことに決

定。

十 佐賀縣提出、新規に規定を制定し若

くは特種の土木工事を施行せし場合は
規程又は其の設計の要領を關係各縣へ

通報の件に就ては各縣共異議なく可

決。以下三十八件略

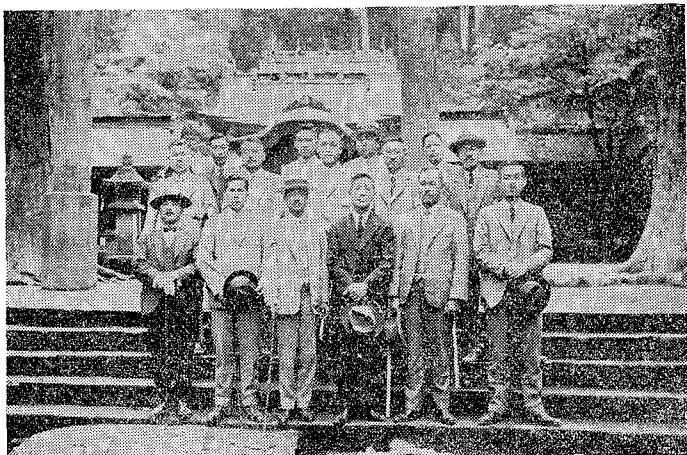
以上は重なる協議項目であつた、會議

は終始頗る緊張したる空氣に満され最も

眞面目に議事を了し、翌十六・十七兩日は

道路橋梁、河川、水道、築港等諸工事の實地

宮崎に於て開催する事等を申合せ散會した



行一議會長課木土州九るせ合集に前宮神島霧島大幣官

臺灣方面

理番道路を新設す

臺灣理番課では高雄州屏東郡荖濃溪
奥地開拓の爲めと、同地方に潛居を持
つ未開蕃アムン族を啓蒙する計畫を樹
て、昭和三年度に六萬三千餘圓を投じ
て延長五里二十町に亘る理番道路を開
鑿したが、更に本年度に於ては工費約
十萬圓を支出し、八里餘の道路を築造
して高雄州と臺東廳との連絡を完成す
ることに決定し、出水期後に着手し昭
和六年一月竣工の豫定である。